

No. 29 1991. 8. 1

中国コンピュータ・ソフトウェア保護条例 — 6月4日公布、10月1日施行 —

| | |
|----------------------------|---|
| I はじめに | 1 |
| II コンピュータ・ソフトウェア保護条例 | 2 |

I はじめに

中国は、6月1日著作権法施行に続き、同4日コンピュータ・ソフトウェア保護条例を公布した。

コンピュータ・ソフトウェアの保護について中国著作権法は、その第3条で、コンピュータ・ソフトウェアを著作物の1つとして(所謂リテラリ・ワークのカテゴリには含めず単独に)あげたが、実質的な規定は設けず、第53条で「コンピュータ・ソフトウェアの保護規則は、国务院が別に定める」としていた。このため、今回の条例が、中国におけるコンピュータ・ソフトウェアの著作権法上の保護を初めて規定したもの、ということになる。

さて、6月15日発新華社によれば、中国は既にWIPO(世界所有権機関)及びUNESCO(国連教育科学文化機関)と正式に接触しており、ベルヌ条約及び万国著作権条約への加盟を早期に実現したい意向を持っている模様である。従って、この度の法整備は、コンピュータ・ソフトウェアに対し著作権法上の保護を与えたことだけでなく、中国が国際的な知的財産権保護の潮流に協調することを示すものとしても注目される。

以下に紹介する条例の訳文は、日本国際貿易促進協会のご指導・ご協力を得て、SOFTICが取りまとめた。原文はSOFTICが閲覧に供しているもので、参照されたし。また、お気づきの点があれば、ご指摘いただきたい。

II コンピュータ・ソフトウェア保護条例

中華人民共和国国务院令

第 8 4 号

《コンピュータ・ソフトウェア保護条例》は、1991年5月24日
国务院の第83回常务会议を通過した。ここにこれを公布し、
1991年10月1日より施行する。

総 理 李 鵬

1991年6月4日

《コンピュータ・ソフトウェア保護条例》

第1章 総 則

第1条

コンピュータ・ソフトウェアの著作権者の権益を保護し、コンピュータ・ソフトウェアの開発、伝播及び使用において生ずる利害関係を調整し、コンピュータ・ソフトウェアの開発と流通を奨励し、コンピュータ応用事業の発展を促進することを目的に、《中華人民共和国著作権法》の規定に則り、本条例を制定する。

第2条

本条例でいうコンピュータ・ソフトウェア（以下「ソフトウェア」という）とは、コンピュータ・プログラム及びプログラムにかかわる文書である。

第3条

本条例において、次に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- 1 コンピュータ・プログラム：ある結果を得るために、コンピュータなど情報処理能力を有する装置で実行することのできるコード化された指令の列又はコード化された指令の列に自動的に変換され得る符合化された指令の列若しくは符合化された語句の列をいう。
コンピュータ・プログラムには、ソース・プログラムとオブジェクト・プログラムとが含まれる。同一プログラムのソース・テキストとオブジェクト・テキストは、同一作品とみなされなければならない。
- 2 文書：プログラム設計説明書、フローチャート、ユーザ・マニュアルなどのように、プログラムの内容、構成、設計、機能規格、開発状況、試験結果及び使用方法を記述するために、自然言語又は形式言語で書かれた文字資料及び図表をいう。
- 3 ソフトウェア開発者：開発作業を実際に組織、推進し、ソフトウェア開発を完成するための作業条件を提供し、かつ、ソフトウェアに対して責任をもつ法人又は非法人単位（以下「単位」という）、並びに、自己が有する条件によりソフトウェア開発を完成させ、かつ、ソフトウェアに対して責任をもつ公民をいう。
- 4 ソフトウェアの著作権者：本条例の規定にもとづき、ソフトウェアに関する著作権を享有する単位及び公民をいう。
- 5 複製：ソフトウェアを有体物に転載する行為をいう。

第4条

本条例にいうソフトウェアの保護とは、ソフトウェアの著作権者又はその譲受人が、本条例が定めるソフトウェア著作権の諸権利を享有することをいう。

第5条

本条例の保護を受けるソフトウェアは、開発者が独立して開発し、かつ、ある有体物に固定したものでなければならない。

第6条

中国の公民及び単位は、自ら開発したソフトウェアに対し、公表しているか否かを問わず、どこで公表したかを問わず、本条例に基づき著作権を享有する。

外国人のソフトウェアで最初に中国国内で公表されたものは、本条例に基づき著作権を享有する。

外国人が中国国外で公表したソフトウェアで、その所属する国と中国が締結した協定又は共に加盟している国際条約に基づき享有している著作権は、本条例の保護を受ける。

第7条

本条例のソフトウェアに対する保護は、ソフトウェア開発の思想、概念、発見、原理、解法、処理過程及び作動方法にまで拡大することはできない。

第8条

國務院が委任するソフトウェア登録管理機関は、全国のソフトウェア登録事務を主管する。

第2章 コンピュータ・ソフトウェアの著作権

第9条

ソフトウェアの著作権者は、次の各項に掲げる権利を享有する。

- 1 公表権；すなわち、著作物を公開するかどうかを決定する権利。
- 2 開発者人格権；すなわち、開発者の人格を表明する権利及び当該ソフトウェアに氏名を表示する権利。
- 3 使用权；すなわち、社会公共の利益を害さないことを前提に、複製、展示、発行、改変、翻訳、注釈等の方法で当該ソフトウェアを使用する権利。
- 4 使用許諾権及び報酬受領権；すなわち、本条第3項に定める一部又は全部の方法で、当該ソフトウェアを使用することを他人に許諾する権利及びそれによって報酬を受領する権利。
- 5 譲渡権；すなわち本条第3項及び第4項に定める使用权及び使用許諾権を他人に譲渡する権利。

第10条

ソフトウェアの著作権はソフトウェア開発者に帰属するものとし、本条例で特別の定めがある場合はその定めによる。

第11条

2以上の単位、公民が共同で開発したソフトウェアについて、別段の取決めがある場合を除き、当該ソフトウェアの著作権は、各共同開発者が共有する。

共同開発者のソフトウェア著作権は、事前の書面による取り決めに従って行使する。書面による取り決めがない場合で、共同開発したソフトウェアを分割して使用することができる場合には、開発者はそれぞれの開発部分について単独で著作権を享有することができる。ただし著作権の行使にあたり共同開発したソフトウェア全体の著作権にまで拡張してはならない。共同

開発したソフトウェアが分割して使用できない場合は、共同開発者が合意のうえ著作権を行使する。合意に達せず、正当な理由がない場合は、いかなる一方も他方が譲渡権以外の権利を行使することを妨げてはならない。ただし収益はすべての共同開発者に合理的に分配されなければならない。

第12条

他人の委託を受けて開発するソフトウェアについて、著作権の帰属は、委託者と受託者が結んだ書面による取り決めで定める。書面による取り決めがない又は取り決めに明確に定められていない場合には、その著作権は受託者に帰属する。

第13条

上級の単位又は政府官庁の業務上の指示により開発するソフトウェアについて、著作権の帰属は、業務任務書又は契約書で定める。業務任務書又は契約書中に明確に定められていない場合、ソフトウェアの著作権は業務上の指示を受けた単位に帰属する。

国务院の関係主管官庁及び省、自治区、直轄市人民政府は、その系列内又は直轄の全人民所有制単位が開発した国家及び公共の利益に重大な意義をもつソフトウェアについて、指定の単位に使用を許可する決定を行う権限を有し、使用する単位は、国の関係規定に従って使用料を支払わなければならない。

第14条

公民が在職期間中に開発したソフトウェアが、本来の職務遂行の結果である場合、すなわち本来の職務において明確に指定された開発目標をめざして開発されたものか又は本来の職務活動に従事して予見された結果若しくはその当然の結果である場合には、当該ソフトウェアの著作権は当該単位に帰属する。

公民によるソフトウェア開発が本来の職務を遂行した結果でなく、かつ、開発者が単位で従事している職務内容と直接のつながりがなく、同時にまた単位の物質的技術条件を使用していない場合は、当該ソフトウェアの著作権は開発者自身に帰属する。

第15条

ソフトウェア著作権の保護期間は25年とし、ソフトウェアが最初に公表されてから25年目の12月31日をもって終了する。保護期間の満了前であれば、ソフトウェア著作権者はソフトウェア登録管理機関に25年の期間延長を申請することができる。ただし保護期間は最長50年を超えない。

ソフトウェア開発者の開発者人格権の保護期間は制限を受けない。

第16条

ソフトウェア著作権の保護期間中、ソフトウェア著作権の相続人は、《中華人民共和国相続法》の関係規定に基づき、本条例第9条第3項及び第4項に定める権利を相続することができる。

相続行為の発生によって、当該ソフトウェアの権利の保護期間が変わることはない。

第17条

ソフトウェア著作権の保護期間中に、ソフトウェア著作権を享有する単位に変更が生じた後には、適法な承継単位が当該ソフトウェアの諸権利を享有する。

ソフトウェアの著作権を享有する単位に変更が生じることにより、当該ソフトウェアの権利の保護期間が変わることはない。

第18条

ソフトウェア著作権の保護期間中、ソフトウェアの著作権者又はその譲受人は、他人が本条例第9条第3項に定める使用権を行使することを許諾する権利を有する。著作権者又はその譲受人が他人に使用権の行使を許諾する場合、取り決めにより費用を徴収することができる。

ソフトウェアの権利の使用許諾は、わが国の関係法規に基づき、書面による契約を締結し履行する方法で行わなければならない。被許諾者は契約に定める方法、条件、範囲及び期間内で使用権を行使しなければならない。

許諾契約の有効期間は、1度の契約で10年を超えてはならない。契約期間の満了時には、更新することができる。

契約に独占許諾と明確に定められていない場合、許諾されたソフトウェアの権利は非独占的なものとみなされなければならない。

上記の許諾行為の発生により、当該ソフトウェア著作権の帰属が変わることはない。

第19条

ソフトウェア著作権の保護期間中に、本条例第9条第3項及び第4項に定める使用権及び使用許諾権を享有する者は、使用権及び使用許諾権を他人に譲渡することができる。

ソフトウェアの権利の譲渡は、わが国の関係法規に基づき、書面による契約を締結し履行する方法で行わなければならない。

譲渡行為の発生により、当該ソフトウェアの著作権の保護期間が変わることはない。

第20条

ソフトウェア著作権の保護期間が満了した場合、開発者人格権を除き、当該ソフトウェアの諸権利は直ちに消滅する。

次に掲げる各項のいずれかに該当する場合には、開発者人格権を除き、ソフトウェアの諸権利は保護期間満了に先立ってパブリックドメインに入る。

- 1 当該ソフトウェア著作権を有する単位が解散し、かつ、合法的な承継者がいないとき。
- 2 当該ソフトウェア著作権を有する公民が死亡し、かつ、合法的な相続人がいないとき。

第21条

ソフトウェアの複製品を合法的に所持する単位及び公民は、当該ソフトウェアの著作権者の同意を得ることなく、次に掲げる権利を享有する。

- 1 使用の必要に応じ、当該ソフトウェアをコンピュータ内に収納すること。
- 2 保存のためにバックアップ用複製品を製作すること。ただしこれらのバックアップ用複製品をいかなる方法によっても他人に使用させてはならない。所持者が一旦当該ソフトウェアの合法的な所有権を失った場合には、これらバックアップ用複製品はすべて廃棄しなければならない。
- 3 当該ソフトウェアを実際のコンピュータ応用環境に用いるため又はその機能・性能を改善するために必要な改変を行うこと。ただし別段の取り決めがある場合を除き、当該ソフトウェアの著作権者又はその適法な譲受人の同意を得ずに、いかなる第三者にも改変後のテキストを提供してはならない。

第22条

教室での授業、科学研究、国家機関の公務執行など非商業目的の必要により、ソフトウェアを少量複製することについては、ソフトウェア著作権者又はその適法な譲受人の同意を得る必要はなく、報酬を支払う必要もない。ただし使用に際して当該ソフトウェアの名称、開発者を明示しなければならない。かつ、著作権者又はその適法な譲受人が本条例によって享有するその他の諸権利を侵害してはならない。使用完了後の複製品は適切に保管、回収又は廃棄しなければならない。その他の目的に用いたり他人に提供してはならない。

第3章 コンピュータ・ソフトウェアの登録管理

第23条

本条例の公布後に公表されたソフトウェアは、ソフトウェア登録管理機関に登録申請をすることができ、登録が許可されると、ソフトウェア登録管理機関が登録証明書を発行し、かつ、社会に公告する。

第24条

ソフトウェア登録管理機関にソフトウェア著作権の登録をすることは、本条例に基づいてソフトウェアの権利に関する紛争の行政処分の申し立て又は訴訟の提起の前提となる。

ソフトウェア登録管理機関が発行する登録証明書は、ソフトウェアの著作権が有効であること又は登録申請書類に記された事項が確かであることの初歩的証明となる。

第25条

ソフトウェアの著作権者が登録申請するときには、次に掲げるものを提出しなければならない。

- 1 規定に従って記入されたソフトウェア著作権登録表。
- 2 規定を満たすソフトウェア鑑別資料。

ソフトウェアの著作権者はこのほか、規定により登録料を納付しなければならない。

ソフトウェア登録の具体的管理方法及び料金基準は、ソフトウェア登録管理機関が公布する。

第26条

ソフトウェア著作権の登録は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、取消される。

- 1 最終的な司法判決に基づく時。
- 2 登録申請において提出された主要な情報が真実でないことが確認された時。

第27条

登録済みのソフトウェアについて権利の譲渡行為が生じた場合、譲受人は、譲渡契約の正式調印後3ヵ月以内にソフトウェア登録管理機関に届け出なければ、第三者の権利侵害行為に対抗することができない。

第28条

中国籍のソフトウェア著作権者が中国国内で開発したソフトウェアの権利を外国人に許諾又は譲渡するときには、国务院の関係主管部門に許可を求め、かつ、ソフトウェア登録管理機関に届出なければならない。

第29条

ソフトウェアの登録に従事する職員およびかつてその職務にあった者は、ソフトウェア著作権の保護期間中、この登録管理職務の遂行目的を除くほか、申請者が登録にあたって提出した保存資料及び関連の事情を利用したり他人に漏洩してはならない。

第4章 法律上の責任

第30条

本条例第21条及び22条に定める状況を除き、次に掲げる各項の権利侵害行為があった場合には、状況に応じ、侵害の停止、影響の排除、公開の謝罪、損害賠償等の民事上の責任を負わなければならない。同時に、国のソフトウェア著作権行政管理部が、不当利得の没収、罰金等の行政上の処罰を行うことができる。

- 1 ソフトウェアの著作権者の同意を得ずに、そのソフトウェア著作物を公表すること。
- 2 他人が開発したソフトウェアを自己の著作物として公表すること。
- 3 共同開発者の同意を得ずに、他人と共同開発したソフトウェアを自らが単独で完成させた著作物として公表すること。
- 4 他人が開発したソフトウェアに自己の氏名を表示すること又は他人が開発したソフトウェアの氏名表示を書き変えること。
- 5 ソフトウェアの著作権者又はその合法的な譲受人の同意を得ずに、そのソフトウェア著作物を改変し、翻訳し、注釈を加えること。
- 6 ソフトウェアの著作権者又はその合法的な譲受人の同意を得ずに、そのソフトウェアを複製又は一部を複製すること。
- 7 ソフトウェアの著作者又はその合法的な譲受人の同意を得ずに、そのソフトウェアの複製品を公に発行、展示すること。
- 8 ソフトウェアの著作権者又はその合法的な譲受人の同意を得ずに、第三者に対しそのソフトウェアを使用許諾又は譲渡すること。

第31条

次に掲げる各項の状況のもとでは、開発したソフトウェアが既存のソフトウェアと類似していても、既存ソフトウェアに対する著作権侵害を構成しない。

- 1 国家の関係政策、法律、法規及び規則を実行しなければならないとき。
- 2 国家の技術標準を実施しなければならないとき。
- 3 選択に供し得る表現形式の種類が限られているとき。

第32条

ソフトウェアの所持者が当該ソフトウェアが権利侵害物であることを知らないか又はそれを知っている合理的な根拠がない場合、その権利侵害責任は当該権利侵害ソフトウェアの提供者が負う。ただし所持している権利侵害ソフトウェアを廃棄しなければソフトウェア著作権者の権益を保護するのに十分でない場合、所持者は所持している権利侵害ソフトウェアを廃棄する義務を負い、これによって受けた損害については、権利侵害ソフトウェアの提供者に賠償を請求することができる。

前項でいう権利侵害ソフトウェアの提供者には、明らかに権利侵害ソフトウェアであることを知りながらその権利侵害ソフトウェアを他人に提供した者を含む。

第33条

当事者が契約上の義務を履行せず又は義務の履行が契約に定める条件を満たさない場合は、民法通則の関係規定によって民事上の責任を負わなければならない。

第34条

ソフトウェア著作権の侵害に関する紛争については調停に付することができる。調停が不調であるか又は調停成立後に当事者の一方が違背したときには、裁判所に提訴することができる。

第35条

ソフトウェア著作権に関する契約上の紛争は調停に付することができ、また契約中の仲裁条項又は事後になされた書面による仲裁合意により、国のソフトウェア著作権仲裁機関に仲裁を申立てることもできる。

仲裁の判断については、当事者はこれを履行しなければならない。当事者の一方が仲裁判断を履行しない場合には、他の一方は裁判所に執行を申立てることができる。

申立てを受けた裁判所は仲裁判断が違法であることを認定した場合には、これを執行しない権限を有する。裁判所が執行しない場合には、当事者は契約上の紛争について裁判所に提訴することができる。

契約中に仲裁条項がなく、事後にも書面による仲裁合意がない場合、当事者は、裁判所に直接提訴することができる。

第36条

国のソフトウェア著作権行政管理部門の行政処罰に不服がある場合、当事者は、通知を受け取った日から3ヵ月以内に裁判所に提訴することができる。期間内に履行せず、提訴もしない場合は、国のソフトウェア著作権行政管理部門は裁判所に強制執行を申立てることができる。

第37条

ソフトウェア登録管理機関の職員が本条例第29条の規定に違反した場合、ソフトウェア登録管理機関又は上級の主管部門が行政処分を行う。情状が重く、犯罪を構成する場合は、司法機関が法に基づいて刑事責任を追及する。

第5章 付 則

第38条

本条例の施行以前に発生した権利侵害行為については、権利侵害行為が発生した時点の関係規定によって処理する。

第39条

本条例については、国务院が主管するソフトウェア登録管理及びソフトウェア著作権の行政管理部門が解釈の責務を負う。

第40条

本条例は1991年10月1日から施行する。

以 上